

コンペ実施のお知らせ

次のとおり、第70回名古屋まつり広報業務委託に係るポスターデザインコンペを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和6年4月1日

名古屋まつり運営委員会
委員長 松雄 俊憲

1 業務の概要

- (1) 業務名 第70回名古屋まつり広報業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月14日まで

2 参加資格

本コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「物品の買入／借入」、申請業種「活版・平版印刷」又は申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」の競争入札参加資格を有すると認定され、登録された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、令和6年5月15日（水）17時15分までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年

法律第 141 号) によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本コンペに参加しようとしなない者であること。

(7) 本コンペの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本コンペの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

(8) 本コンペの公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋まつり運営委員会 担当 吉田、鈴木

(名古屋市役所観光文化交流局観光推進課)

TEL : 052-972-7611 FAX : 052-972-4200

Mail:a2425-02@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

(2) 参加意向書の提出

本コンペを実施するにあたっては、参加意向書（様式 1）の提出を条件とする。

ア 提出期限

令和 6 年 4 月 12 日（金）午後 5 時まで

イ 提出方法

持参又は郵送、電子メールによる

(3) デザイン案等の提出

ア 提出期間

令和 6 年 4 月 22 日（月）から令和 6 年 5 月 9 日（木）までの

午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日及び正午から午後 1 時を除く）

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出部数

8 部（正本 1 部、副本 7 部）

エ 提出方法

持参又は郵送による

4 審査の手續及び契約候補者の選定

一次審査及び最終審査の2回の審査を実施し選考を行う。

一次審査は、提出した提案書等について提案事業者がプレゼンテーションを実施し、上位3案を選定する。

最終審査は、一次審査を通過した3案について、名古屋まつり協進会理事による投票を実施し、最も得票の多い案を提出した事業者を契約候補者として、契約締結に向けた手續きを行う。

日程 一次審査 令和6年5月14日(火)～16日(木)のいずれか(予定)
最終審査 令和6年6月6日(木)

5 その他

- (1) 本コンペに参加するための、デザイン作成費及び最終審査用パネル(一次通過した事業者のみ)の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 次に該当する提案は、無効とする。
 - ア 「2 参加資格」に示した参加資格を有しない者のした提案
 - イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
 - オ 仕様書に示した内容を満たしていない提案
- (3) 提出期限後は提出された提案書等の差替え又は再提出は認めない(協進会から指示があった場合を除く。)
- (4) その他詳細は、実施説明書による。
- (5) 本コンペは、名古屋まつり協進会における令和6年度の当該予算の成立を条件とする。